転出される方へのご案内

R5.6～

転入手続きは、新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役所（場）において行ってください。

【転入手続きに必要なもの】　①転出証明書
②届出人の本人確認できるもの（運転免許証・保険証等）
③マイナンバーカード（所持している方のみ。異動される方全員分）
④特別永住者証明書・在留カード（外国籍の方のみ。異動される方全員分）

下記に該当する方は、それぞれ手続きをしてください。

	播磨町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出（予定）日に自動で抹消されます。 登録証はご自身で裁断処分していただくか、播磨町役場に返納してください。	印鑑証明の必要な方は、新たに印鑑登録手続きをしてください。
マイナンバー通知カード	海外へ転出される方は、通知カードをご持参ください。手続き後、還付します。 通知カードをまだ受け取られていない方は、必ず窓口にお申し出ください。	（令和2年5月25日以降、通知カード裏面に新住所の記載を行っておりませんので、マイナンバーカードの申請をご検討ください。）
マイナンバーカード または 住民基本台帳カード	新住所でも引き続きカードを利用することができます。（14日以上さかのぼって転出された方はできません） マイナンバーカードを申請中で、まだ受け取られていない場合は、播磨町での申請は無効になります。転入手続き後、新しい住所地で再度お申込みください。	新しい住所に住み始めてから14日以内、かつ転出予定日から30日以内に手続が必要です。 期間内に手続をしないとカードが失効しますので、ご注意ください。
電子証明書	署名用電子証明書（e-Tax）は住所変更により、自動的に失効になります。 利用者用電子証明書(コンビニ交付サービス)は失効しませんので、引き続き利用できます。 ※住民基本台帳カードの電子証明書は失効します。	署名用電子証明書は必要に応じて手続きをしてください。 ※住民基本台帳カードには新たに電子証明書を搭載できません。
国民年金	手続きは必要ありません。	転入手続きをしてください。 （年金手帳をお持ちください。）
国民健康保険	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。 保険証を返納してください。	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢医療	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。 保険証を返納してください。 ※県外に転出される方には、負担区分等証明書をお渡しします。	新たに加入の手続きをしてください。 ※県外転出の方は負担区分等証明書をお持ちください。
医療助成 （ ㊫㊀㊨㊬㊩ ）	資格喪失の手続きをしてください。 医療受給者証は必ず返納してください。	市町村によって助成の内容や所得条件が異なりますので、 詳しくは転入先の役所へお問い合わせください。
介護保険	保険証を返納してください。 ※要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお渡しします。	新たに手続きをしてください。 ※要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお持ちください。
児童手当	消滅届を提出してください。	新たに手続きをしてください。 ※詳しくは転入先の役所へお問い合わせください。
小中学校（公立）	現在在学している学校で転校手続きをしてください。 ※就学援助対象者は教育委員会での手続きが必要です。	在学していた学校で受け取った書類をお持ちになり、手続きをしてください。
原動機付自転車	≪町内で使用する場合≫ 廃車申告書兼標識返納書と申告書兼標識交付申請書により町内で使用する方に名義変更をしてください。 ≪町内及び転出先で使用しない場合≫ ナンバープレートと廃車申告書兼標識返納書を提出してください	≪転出先で使用する場合≫ 転出先でナンバープレートと申告書兼標識交付申請書を提出し、新しいナンバープレートを受け取ってください。

◎海外に転出される方は各課へお問い合わせください。海外から日本に戻られた場合は、転入先の市区町村に以下の書類をご持参の上、転入手続きをしてください。

・日本国籍の方は、戸籍謄本・戸籍附票・パスポート・マイナンバーカード
※戸籍謄本・戸籍附票は、播磨町に本籍を置かれている方で播磨町に住む方は不要です。

・外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード・パスポート・マイナンバーカード
※転入時の世帯構成によっては、続柄を証明する書類が必要になる場合があります。

◎都合により転出を取りやめたり、転出証明書を紛失した場合は、すぐに住民課の窓口に申し出てください。

播磨町役場　住民課
兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
TEL 079－435－2363

転出・転居される方へ

播磨町上下水道課

水道の中止手続きはお済みですか？

播磨町から転出・播磨町内で転居される場合は、水道の中止手続きをしていただく必要があります。

※中止手続きが遅れた場合、さかのぼって料金を精算することはできません。
必ず事前に手続きをしてください。

手続きの方法

退去日で料金を精算しますので、中止日の２～３日前までに、中止届を提出していただくか、お電話で上下水道課まで連絡してください。

お電話の場合、以下の内容をお伺いします。

- 水道を中止する住所
- 水道の契約者名
- 使用中止日
- 転居先の住所
- 電話番号
- 精算方法（登録口座からの引落し／納付書払い／現地精算）

※退去時に料金の領収書の提示を求められている方は、お客様立会いのうえ、現地精算ができます。（９：00～16：45　土日祝も対応可）

持ち家にお住まいだった方へ

転出・転居に伴い、家屋とともに給水装置を売却・譲渡される場合は、中止の手続きのほかに、所有者変更（給水装置の権利移転）の手続きが必要です。（書面の提出が必要です。）詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

空き家になる場合は、使用中止後も給水装置を適切に管理し、所有者の変更などがあれば、必要な届出をしていただきますようお願いいたします。

◎お問い合わせ
播磨町役場　上下水道課
079-435-2379（直通）平日８：30～17：15
079-435-0355（代表）夜間・土日祝

これから他市町へ転出される方へ

播磨町役場税務課

原付自転車の住所変更手続きはお済みですか？

本日、貴方様は住民票を移されましたが、お持ちの軽自動車などが登録されている住所の変更には別途、手続が必要となります(自動的には変わりません)。

そこで、転出される前に播磨町で廃車(名義変更)の手続きを必ずお済ませください。その際、こちらからお渡しする「廃車証明書」を、転出先の市区町村で新たに登録される時に提出してください(なお播磨町役場で手続きが可能な軽自動車は原動機付自転車・小型特殊自動車に限ります。それ以外の軽自動車につきましては下記をご参照ください)。

また、軽自動車などを売ったり、譲り渡したりされた場合であっても、手続をされないままですと、いつまでも貴方様に軽自動車税がかかることになってしまいますので必ず手続きをお済ませください。

手続きが必要となる場合

「原付（排気量 125ｃｃ以下）・小型特殊自動車（トラクタ、コンバインなど）」

こんな時	必要な手続き	持参するもの
・ **町外へ転出するとき** ・ 町外の人に譲るとき ・ 使用不能になったとき	廃車	ナンバープレート 登録票 印鑑 本人確認できるもの（免許証など）
・**町内の人に譲渡したとき**	名義変更	ナンバープレート・登録票 譲り渡す人、受ける人の印鑑 本人確認できるもの（免許証など）

※ なお、名義変更手続きにつきましては、いったん廃車していただいてから、再度登録していただいて名義を変更していただく手続きとなります。

お問い合わせ　播磨町役場税務課

TEL 079-435-0358（直通）

※ 「軽自動車などの場合」

下記へ届け出をしてください。

◎軽自動車

軽自動車検査協会兵庫事務所　姫路支所

TEL 050-3816-1848

◎小型自動車・小型二輪自動車・軽二輪自動車

神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所

TEL 050-5540-2067

播磨町「新型コロナウイルスワクチン接種券」に関するお知らせ

新型コロナワクチンを受けるには、住民票所在地の自治体が発行する接種券が必要です。
転入・転出された場合は、接種券の再発行手続きを行ってください。

播磨町から転出される方へ

転出先自治体の窓口に、以下の書類を持参してください。

1・2回目接種を まだ終えられていない方	2・3・4・5・6回目接種を終えられた方で 接種を希望される方
○本町で発行された接種券 ○本人確認ができるもの	○接種済証・接種記録書・接種証明書 ○本人確認ができるもの

※その他必要なものにつきましては転出先自治体へお問い合わせください。